

## 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

### 施策展開の方向性⑱

**東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します**

#### 【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催した都市と国に大きな社会変革をもたらし、世界中の人たちに勇気と感動を与えてきました。

オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることが目的であると示されています。

また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるとしています。

これらの内容は、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める「教育基本法」の「教育の目標」や学習指導要領の趣旨にも相通するものです。

このため、開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに、弱みを克服するための取組を確実に推進してきました。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施指針では、

- ① 自己を肯定し、自らの目標をもって自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
  - ② スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
  - ③ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
  - ④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間
- を育成していくことを目指しています。

今後、東京 2020 大会を経験した児童・生徒一人一人にとって、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを残す取組とすることが重要です。

そのため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していく必要があります。

#### 1 共生社会の形成（指導部・都立学校教育部）

##### (1) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

##### (2) 視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるオリンピック・デフリンピック教育の充実

聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実する。

(3) デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及

聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。

(4) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施（再掲）

希望する学校にオリンピック・パラリンピアン等を派遣し、アスリートの考え方や生き方に触れることにより、児童・生徒の多様なスポーツや共生社会に対する理解を深める。

## 2 「学校 2020 レガシー」の継続実施（指導部・グローバル人材育成部）

(1) 「学校 2020 レガシー」継続実施の支援

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も長く続けていく教育活動として「学校 2020 レガシー」を設定し、児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、学校が希望する多様な体験活動を提供するなど、継続実施を支援する。

(2) オリパラ教育継承のための次期開催国への訪問

都教育委員会とイル・ド・フランス大学区が締結した「教育に関する了解覚書」に基づき、子供たちがパリを訪問し、オリパラ教育の取組内容・ノウハウ等を子供たちの交流を通してパリ大会に継承し、交流を通じて得られた知見を「学校 2020 レガシー」の推進に役立てるとともに、子供たちの豊かな国際感覚を育成する。

(3) 東京 2020 大会のレガシーを継承するための映像資料の作成

オリンピック・パラリンピック準備局（当時）が制作した「大会後のレガシーを見据えた東京都の取組」を学習できる映像資料を作成、公開し、都内公立学校における「学校 2020 レガシー」の継続実施を支援する。

## 3 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）（再掲）

(1) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施

希望する学校において、巡回公演や劇場での鑑賞、ワークショップなどの体験活動を実施し、芸術・文化に対する理解を促進する。

(2) 地域文化部活動推進事業

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。